

会 員 各 位

令和 2 年 2 月 2 0 日

東京土地家屋調査士会
研 修 部

**埼玉土地家屋調査士会「境界問題相談センター埼玉 研修会」
の開催について（お知らせ）**

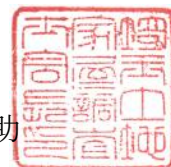
このたび、埼玉土地家屋調査士会より、標記研修会の開催について、別添のと通りの案内がありました。

受講を希望される会員におかれては、別紙の「参加申込書」に所要の事項をご記入の上、埼玉会へ直接お申し込み下さるよう、お知らせ致します。

埼 調 発 第 7 2 8 号
令和 2 年 2 月 1 9 日

関東ブロック協議会内
各土地家屋調査士会 会長 様

埼玉土地家屋調査士会
会 長 高柳 淳之助



「境界問題相談センター埼玉」研修会開催について (ご案内)

日頃は、本会会務運営について特段のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本会が運営する境界問題相談センター埼玉は、相談員及び調停員の会員を対象とした研修を毎年開催しています。今回は、境界問題相談センター運営を積極的に行っている境界問題相談センターちば センター長の刈谷達志様、同センター運営推進委員 田野忠明様を講師に迎え、下記のように企画いたしました。

一般会員の日常業務にも大変参考になる研修と考えますので、振るって参加されますようご案内いたします。

記

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 1 6 日 (月)
受付 午後 3 時 3 0 分
研修会 午後 4 時～午後 7 時
2. 研修会場 さいたま商工会議所 2 階ホール
3. 受講料 無 料
4. 研修内容 第 1 部「事前相談について」
講師 境界問題相談センター埼玉 運営委員長 佐野 隆
第 2 部「事前相談からみたセンターちばの現状と課題 ほか」
講師 境界問題相談センターちば センター長 刈谷 達志 様
講師 境界問題相談センターちば 運営推進委員 田野 忠明 様

ADR 業務はその性質上、積極的な営業活動をするというわけにもいきません。ただ本会に対して寄せられる相談業務にはさまざまなものがあります。登記申請業務以外のものも多く含まれ、それらについて土地家屋調査士法にのっとり、振り分ける作業、言ってみれば「事前相談業務」は必須なものと考えます。

その事前相談業務を「業務」として行うための最低限守るべき注意点、相談業務のノウハウ等々を事前相談業務において実績のある「境界問題相談センターちば」から講師をお迎えして、実践的なお話をさせていただきたく企画いたしました。
※この研修会は土地家屋調査士法第 2 5 条 (研修) に該当し、CPD ポイントが付与されます。

境界問題相談センター埼玉 研修会

【参加申込書】

(関ブロ各会用)

令和2年3月16日（月）開催、境界問題相談センター埼玉研修会に出席します。

令和 2 年 月 日

所 属 会 東京土地家屋調査士会

役 職 例) 研修部長

登録番号 _____

氏 名 _____

※補助者のご参加はご遠慮ください。

この用紙にご記入の上、3月12日（木）までに埼玉土地家屋調査士会へFAXにて上記内容をお知らせください。

FAX 048-862-0916

さいたま商工会議所

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂 3-17-15

2 階ホール

TEL 048-838-7700

FAX 048-838-7710

